

① お電話 or メールにて、ご希望の講習の空き状況をご確認ください。

☎ 0746-35-9201    ✉ info@naramori.or.jp

② 当連合会所定の受講申込書関係書類をご準備ください。

➡ 申込用紙は、WEB サイトよりダウンロード、もしくは E-mail にて送信いたします

③ 受講申込書のほか必要書類とあわせてお申込みください。

- (1) 受講申込書    原本を郵送又はご持参ください    ※付表が必要な場合は付表も含みます
- (2) 証明書類    受講申込書の記載事項(氏名・生年月日・現住所)の確認ができるもののコピー  
※運転免許証、住民票などの公的機関が交付したものに限り  
注 1): 個人識別番号(マイナンバー)が記載されているものは受理できません  
注 2): 外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書など
- (3) 顔写真    顔写真:1枚(縦:30mm×横:24mm)  
※背景が無地で撮影の一般的な証明写真であること  
※デジタルカメラ・スマートフォンなどで撮影されたスナップ写真の切り抜きは不可



④ 受講代金をお振込みください。 ※現金及びクレジットカードは不可  
⇒以下の場合は必ずご連絡をお願いします。

- ・受講者名義での振込でない場合
- ・複数名分を一括で振込む場合
- ・複数の講習分を一括で振込む場合

銀行振込

【振込口座】 ゆうちょ銀行 四五八店(ヨコバシ)  
【口座名義】 奈良県森林組合連合会  
【口座番号】 普通預金 No.2596447

⑤ 必要書類とご入金の確認後に、当連合会より受理決定のご案内をいたします。

注意事項

- (1) 受講申込の手続きは、上記の手順通りに講習当日の5日前までをお願いします。
- (2) 受講定員に達した時点で、申込の受付を締め切っている場合がありますので、必ず事前に空き状況をご確認下さい。
- (3) 受講代金の送金にかかる振込手数料については、受講者のご負担をお願いいたします。
- (4) 各講習において最少催行人数を下回った場合は、開催を中止する場合がありますので予めご了承ください。
- (5) 受講申込の受理後に受講者のご都合によりキャンセルされた場合、受講代金の返金は致しません。  
⇒但し、当連合会の諸事情による中止の場合や、天災等により開催が不可能な場合は別途いたします
- (6) 各企業及び御団体様等で、同時に 10 名以上の受講者が見込まれる場合は出張開催にも対応いたします。  
⇒開催する会場の設備等に条件がありますので、詳細はお問い合わせください



access map



会場アクセス

●講習会場及びお問い合わせは…

奈良県森林組合連合会  
(奈良県林業機械化推進センター)

〒639-3324  
奈良県吉野郡吉野町香束 1320 番地

☎ 0746-35-9201

※右図参照



労働安全衛生法に基づく

# 技能講習・特別教育・安全衛生教育

## - License information -



<https://www.naramori.or.jp/>



奈良県森林組合連合会

奈良労働局登録教習機関 [第28号]

奈良県林業機械化推進センター

〒639-3324 奈良県吉野郡吉野町香束 1320 番地  
TEL:0746-35-9201 FAX:0746-35-9200  
E-mail: info@naramori.or.jp



# 技能講習

## 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習

**38H(5日間)** 受講資格不問 ※どなたでも受講することが可能です

**14H(2日間)** 次のいずれかに該当する方が受講対象です。

- ①大型特殊自動車運転免許の所有者
- ②不整地運搬車運転技能講習の修了者
- ③大型 or 中型 or 準中型 or 普通自動車運転免許証の所有者で、下記の特別教育受講後、3ヶ月以上の運転業務に従事した経験のある方  
・小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)or(解体用)、又は小型不整地運搬車

## 不整地運搬車運転技能講習

**35H(5日間)** 受講資格不問 ※どなたでも受講することが可能です

**11H(2日間)** 次のいずれかに該当する方が受講対象です。

- ①大型特殊自動車運転免許の所有者
- ②車両系建設機械(整地・運搬・積込み用機械)運転技能講習又は、車両系建設機械(解体用)運転技能講習の修了者
- ③大型 or 中型 or 準中型 or 普通自動車運転免許証の所有者で、下記の特別教育受講後、3ヶ月以上の運転業務に従事した経験のある方  
・小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)or(解体用)、又は小型不整地運搬車

## 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習

**17H(3日間)** 満21歳以上で、地山の掘削作業又は、土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取り外し作業に、3年以上従事した経験を有する方

## はい作業主任者技能講習

**12H(2日間)** 満21歳以上で、はい付け又ははいくずしの作業に3年以上従事した経験を有する方

## 小型移動式クレーン運転技能講習

**20H(3日間)** 受講資格不問 ※どなたでも受講することが可能です

**16H(3日間)** 次のいずれかに該当する方が受講対象です。

- ①玉掛け技能講習又は床上操作式クレーン運転技能講習の修了者
- ②クレーン・デリック運転士又は揚貨装置運転士のいずれかの運転免許の保有者

## 玉掛け技能講習

**19H(3日間)** 受講資格不問 ※どなたでも受講することが可能です

**15H(3日間)** 次のいずれかに該当する方が受講対象です。

- ①小型移動式クレーン運転技能講習又は床上操作式クレーン運転技能講習の修了者
- ②クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士のいずれかの運転免許の保有者

## フォークリフト運転技能講習

**35H(5日間)** 受講資格不問 ※どなたでも受講することが可能です

**31H(5日間)** 普通・準中型・中型・大型自動車運転免許の保有者 ※フォークリフトの運転経験の無い方

**11H(2日間)** 次のいずれかに該当する方が受講対象です。

- ①普通・準中型・中型・大型自動車運転免許保有者で、特別教育の修了後、1t未滿のフォークリフトの運転経験が3ヶ月以上ある方
- ②大型特殊自動車運転免許の保有者

# 特別教育

## 走行集材機械運転業務特別教育

**12H(2日間)** 受講資格不問 ※どなたでも受講することが可能です

※一部省略 既に取得済みの免許や各種資格により、特別教育の一部を省略することが可能です

## 伐木等機械運転業務特別教育

**12H(2日間)** 受講資格不問 ※どなたでも受講することが可能です

※一部省略 既に取得済みの免許や各種資格により、特別教育の一部を省略することが可能です

## 簡易架線集材装置等運転業務特別教育

**14H(2日間)** 受講資格不問 ※どなたでも受講することが可能です

※一部省略 既に取得済みの免許や各種資格により、特別教育の一部を省略することが可能です

## 機械集材装置運転業務特別教育

**14H(2日間)** 受講資格不問 ※どなたでも受講することが可能です

## チェーンソー伐木業務特別教育

**18H(3日間)** 受講資格不問 ※どなたでも受講することが可能です (注) 特別教育修了者を対象とした補講(2.5H)はお問合せください

## ロープ高所作業特別教育

**7H(1日間)** 受講資格不問 ※どなたでも受講することが可能です

## フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

**6H(1日間)** 受講資格不問 ※どなたでも受講することが可能です

# 安全衛生教育

## 刈払機取扱作業安全衛生教育

**6H(1日間)** 受講資格不問 ※どなたでも受講することが可能です

## 造林作業指揮者等安全衛生教育

**6.5H(1日間)** 受講資格不問 ※どなたでも受講することが可能です

## 荷役運搬機等によるはい作業従事者安全衛生教育

**5H(1日間)** 受講資格不問 ※どなたでも受講することが可能です

Contact information

✉ [info@naramori.or.jp](mailto:info@naramori.or.jp)

🌐 <https://www.naramori.or.jp>

☎ **0746-35-9201**